

【令和7年】市内業者に準じた取扱い申請書提出要項

岡山市競争入札参加資格について、市内業者に準じた取扱い（以下「市内扱い」という。）を希望する場合は、次のとおり申請書を提出してください。

※市内扱いの希望がない場合は、申請書の提出は不要です。

対 象：「建設工事」を除く部門（以下：「対象部門」という。）の準市内業者

1 取扱基準

対象部門のいずれかに登載（対象部門に入札参加資格審査申請中の場合を含む。）されている準市内業者で、次の①から③までの全てを満たすことが確認できること。

- ① 直近の法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であること。
- ② 岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業者数が10人以上であること。
- ③ 岡山市との取引に係る権限が委任されている者が配置されている支店又は営業所等において、営業業務の実態があること。

2 申請方法及び申請期間

有資格者名簿への登載状態等	申請方法	申請期間
・ 既に対象部門の有資格者名簿に登載されている場合 ※未更新により有資格者名簿から削除されている場合で、更新期限月の翌月から起算して10月目までの方のうち、更新申請により資格の再取得を行う方を含む。	郵送 (簡易書留)	令和7年5月20日(火)
・ 対象部門への新規申請を令和7年5月にする場合		令和7年6月20日(金) (必着)
・ 対象部門への新規申請を令和7年8月、令和7年11月、令和8年2月にする場合 ※他の対象部門の有資格者名簿に登載されている方は対象外。		新規申請書類に添付

(ただし、申請期間は、岡山市の休日定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。)

※上記申請期間以外の申請は一切受け付けません。申請期間内に届くように郵送してください。

※封筒の表面に「市内扱い申請書」在中と朱書きしてください。

※受付票等の返送は行いませんので、予めご了承ください。

3 申請書送付先・問合せ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）

〔担当〕 管理係 電話 086-803-1194（直通） F A X 086-803-1736

4 申請の結果について

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、市内扱いに認められた者は各部門の有資格者名簿の市内外区分に反映します。

なお、岡山市ホームページの有資格者名簿への掲載（適用日に掲載）をもって結果の通知といたしますので、ご確認ください。

岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>

〔有資格者名簿の掲載場所〕

トップページ > 事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 業者情報 > 業者検索

5 適用日等

令和7年7月1日から適用（令和8年6月30日まで）

※ただし、令和7年7月1日時点で有資格者名簿に登載されていない方は、有資格者名簿登載時から適用になります。

6 提出書類

以下の①～④の書類をすべてそろえて提出してください。

No.	提出書類	摘要
①	市内業者に準じた取扱い申請書	原本 ・ 指定様式「市内業者に準じた取扱い申請書」に必要事項を記入。 (押印不要)
②	法人市民税の確定申告書	写し ・ 直近に岡山市へ申告したもの。 ただし、申請時点で次期の申告期限を超過しているものは除く。 ・ 申告書下部「分割基準」内の「 <u>当該市町村分の従業者数</u> 」に記入のあるもの。 ※ 予定申告、修正申告に係る申告書は除きます。 ※ 受付印が押印されたものの写しを提出してください。 ※ 電子申告を行っている場合は、申告書の控え（第二十号様式）を印刷したものに、 <u>受付完了通知</u> （申告した際に返信された原本で、加工等していないもの）を添付して提出してください。消失等により通知が出せない場合は、申告書の控えに岡山市課税管理課で受付印の押印を受けて提出してください。
③	令和7年度給与所得等に係る 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の 決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)	写し ・ 岡山市が書面で通知したもの。 ・ 「課税人員」及び「特別徴収義務者名」が確認できる部分。 ※ 従業者の個人情報に係る部分は不要です。個人情報を隠す場合は、印字部分を黒塗り等で見えなくし、外枠は残した状態で、写しを取って提出してください。 ただし、通知書の右下に記載されている「 <u>特別徴収義務者名</u> 」の表示は確認のため必要です。コピーを取る際に、右下の名前が切れないように注意してください。 (個人情報部分のみを消し、折る等の加工はせず、1枚に収まるように縮小してコピーしてください。) ※ 次のいずれかに該当する場合は、申請書の同意欄にチェックをしてください。 ①電子申告を行った場合で書面による通知の写しが出せない場合 ②変更通知書の写しを提出する場合
④	登録営業所報告カード①～③	原本 ・ 指定様式「登録営業所報告カード①～③」に記入。 ※ 様式③の写真について、 ・ 「営業所外観写真」は建物全景と、看板および営業所の入り口など、営業所の所在が正しく確認できるもの (1枚に収まらない場合は複数枚に分けて添付してください。) ・ 「営業所内部の写真」は契約事務を行う執務室全体の様子が確認できるものを添付してください。

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

※対象部門における市内業者等の区分について

- 市内業者 …… 岡山市内に本社、本店等の主たる営業所を有する者。
準市内業者 …… 市内業者以外の者で、本市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等（契約締結先）を岡山市内に有する者。
市外業者 …… 市内業者及び準市内業者以外の者。

7 注意事項

- 申請書は楷書で明瞭に記載してください。（消せるボールペンの使用や、修正液等による訂正は不可）
- 書類の不備、不足等がある場合は、申請は受理されません。
- 申請書に記載した岡山市内営業所の従業者数が、法人市民税の確定申告したものと異なることが発覚した場合は、市内扱いは認められない場合があります。（既に適用されている場合は、市内扱いの取消しになる場合があります。）
また、虚偽記載として、岡山市指名停止基準に基づき指名停止になる場合があります。
- 登録営業所報告カードに基づいて、契約課の職員が訪問調査を行うことがあります。
また、調査内容により市内扱いを認められない場合があります。
- 市内扱いが認められても、入札（見積）ごとに定める参加要件又は指名基準等によっては入札（見積）に参加できない場合もあります。
- 「令和7年度給与所得等市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」について、給与支払事務を他へ委託し、「特別徴収義務者」が申請者と異なる場合は、給与支払事務の委託契約書の写し、従業者別に当該会社等に雇用されていることがわかる書類等が別に必要になります。

市内業者に準じた取扱い申請書

岡山市長様

市内業者に準じた取扱いを受けたいので、関係書類を添付して申請します。
また、本申請書の岡山市内営業所の従業者数に記載した人数は、直近の法人市民税の確定申告において、申告した従業者数と相違ありません。

対 象：「建設工事」を除く部門（以下：「対象部門」という。）の準市内業者

●申請者 令和 年 月 日

本 社 所 在 地	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 職 氏 名	

●対象部門（下記のうち、有資格者名簿に登録されている又は入札参加資格審査申請中の部門）にチェック

☐ 測量，建設コンサルタント業務等	☐ 役務	☐ 物品	☐ 食料品
--	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------

●岡山市内営業所の従業者数

※岡山市へ申告した直近の法人市民税の確定申告書下部「分割基準」内の「当該市町村分の従業者数」を記入。

岡山市内営業所の従業者数 _____ 人

●給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収人員等

※令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収課税人員（岡山市分），特別徴収義務者名及び指定番号を記入。

課税人員 _____ 人

特別徴収義務者名 _____

指定番号 _____

同意欄（次の①又は②に該当する場合は同意欄にチェック）

①電子申告を行った場合で書面による通知の写しが出せない場合

②変更通知書の写しを提出する場合

申出事項の確認等のために、契約課が岡山市税務部門に対し照会を行うことについて同意します。

☐ 同意する

※申請後に上記従業者数等が、事実と異なることが発覚した場合は、市内扱いは認められない場合があります。
（既に認められている場合は、市内扱いの取消しになる場合があります。）
また、虚偽記載として、岡山市指名停止基準に基づき指名停止になる場合があります。

この申請の担当者	部署・氏名	連絡先電話番号

〔契約課処理欄〕				受付	書類確認	入力	入力確認	受付印		
・既に登録（ 現在登録 ・ 未更新 ）				未更新	・ ・ H/R	年	月		日対象で未更新	
				提出済（	年	月）	提出予定（		年	月）
・新規申請分				他部門登録	無 ・ 有	（建設工事	コンサル		役務	物品
受付番号			適用日		令和		年	月		

岡山市競争入札参加資格審査

登録営業所報告カード ①

- ※ 登録営業所報告カードの対象は、下記のとおりです。
- ・本市入札参加資格「建設工事」に登録又は登録を希望する市内業者及び準市内業者
 - ・本市入札参加資格「市内業者に準じた取扱い」を受けている者又は希望する者
- ※ この報告カードに基づいて、営業所の訪問調査を行う場合があります。
- ※ 調査において、本市入札参加資格審査申請及び報告カード等の事実確認を行うため、関係書類の提示をお願いする場合があります。
- ※ 調査等において、営業の実態がない等の本市有資格者名簿登載者として不適正であると認められた場合又は虚偽記載が発覚した場合は、岡山市指名停止基準に基づき指名停止等になる場合があります。

【登録営業所の営業状況】

営業所の名称			
営業日等	営業時間	午前	から 午後
	定休日		
営業の状況	① 看板（社名）の設置		
	☐ 設置していない ☐ 設置している		
	② 電話番号等の公表		
	☐ 公表していない ☐ 公表している （ ☐ 電話番号案内 ☐ ホームページ等）		
	③ 電話等への対応		
	☐ 随時従業員が常駐して対応 ☐ 留守番電話で対応 ☐ 他の電話へ転送		
	④ 来客が訪問してきた場合の対応		
	☐ 随時従業員が常駐して対応 ☐ 連絡先等案内看板を設置して対応 ☐ 対応しない		
	⑤ 営業に関する帳簿等の設置状況		
	☐ 設置していない ☐ 設置している		
施設の状況	⑥ 同じ敷地内及び建物内における他企業の存在		
	☐ 存在しない ☐ 存在する	他企業の名称	
		他企業との状態	☐ 独立していない ☐ 独立している
	⑦ 建設業法に定める許可標識の設置（建設工事に登録する業者のみ記入。）		
	☐ 設置していない ☐ 設置している		

登録営業所報告カード ②

営業所所在地位置図

※ 登録する営業所の案内図を記載してください。（他の地図の添付可）

登録営業所報告カード ③

営業所外観写真

営業所内部の写真

※ 写真はカラーのものを使用してください。